

人々が織りなす 元気で快適な 活力あるまち

平成20年度の主な事業

1 豊かな地域資源を核とした 活力あふれる産業のまち

■農業・農村環境の維持保全

引き続き中山間地域等直接支払事業などで、農地や農業施設等の良好な維持管理を推進します。各集落協定における目標達成に向けた取り組みを支援します。農地の荒廃化の進行を防ぐため、非農家等への農地斡旋と農業への理解を深めていく取り組みに努めます。

■水田農業対策

米の需給調整が図られる中で、国の平成20年度の計画では、米の作付計画面積は減少となりましたが、本町においては、生産目標数量8,661トンで0.6%の増となったところです。

■作物の振興

昨年3月に策定した「さつま町農林業いきいきプラン」に基づき振興を図ります。施設園芸部門では、いちご・トマトの経営安定に向けた収量・品質確保対策を進めます。いちごの炭疽病対策については、炭疽病

の撲滅対策を講じます。新ごぼう・サトイモ・かぼちゃの重点拡大品目

については、産地づくり交付金を活用しながら水田への定着化と団地化による面積拡大を推進します。販売面については、さつま農協と連携しながらトップセールスにも取り組みます。果樹部門では、南高梅の面積拡大と品質向上による産地づくりを推進し、施設果樹は安定生産と品質向上対策に努めます。工芸作物のたばこは面積の確保と品質向上対策、茶は安定生産と面積拡大を推進します。地域の農産物を活用した特産品開発については、引き続き「梅」を活用した特産品作りに取り組みます。

■畜産振興

肉用牛振興については、畜産基盤再編総合整備事業に取り組み、飼料生産基盤の開発整備や農業用施設整備等を図ります。また、優良雌牛の保留導入に対する町単補助制度を更に継続しながら経営の維持・拡大と「さつま牛」のブランド振興をめざします。



養鶏振興については、家畜防疫の徹底について啓発を進めます。

養豚・酪農振興については、種豚改良、乳質・乳量の向上の促進等による経営の安定を支援します。

■担い手育成

担い手育成の必要性をさらに啓発しながら、認定農業者への個別支援と集落営農組織の設立に向けた話し合い活動を活性化させていけるように支援します。

■農業基盤の整備

薩摩地区と新たに柏原地区で県営中山間地域総合整備事業により生産基盤の整備を図ります。また、宮之城地区は平成21年度からの実施に向けた計画書を策定します。

溜め池の整備は、種子田地区と湯田地区で行うこととしており、農道の整備については、改良舗装を船木地区など3地区で行うことにしています。また、昨年からの取り組んでいます農地・水・環境保全向上対策事

業を町内9地区で取り組み、農地・農業用水等資源の保全を図ります。

■林業関係

国及び県の施策に基づき民有林の積極的な整備や林道整備並びに有害鳥獣の捕獲などを講じて、有益な資産である森林資源の保全に努めます。また、本年7月に「北薩森林組合」が誕生しますが、組合の基盤強化が図られることで、望まれている木材の安定供給体制が整い、本地域の林業振興が一層図られることを期待するところです。

早掘り筍の生産振興をはじめ、伐竹材の有効活用、ちくりんオーナー制度など竹林資源を活かした産業おこしに取り組みます。

■商工業振興

各通り会や商工会と一体になり、消費者に足を運んでもらえる魅力ある商店街づくりに取り組んでまいります。特に、商店街の活性化を図るため

昨年、県下で初めて取り組まれた「100円商店街」や各種イベントなどの開催が定期的を実施されていくよう支援します。

また新たに、商工業振興策の起爆剤として、商工会・加盟店・町が一体となって「プレミアム付商品券発行事業」を実施し、商工業の活性化と消費拡大を図るとともに、商店街に賑わいを取り戻す気運づくりを促したいと考えています。

■定住促進対策

まちづくりの重点課題として捉え、若年者の働く場の創出・確保に取り組んでいるところです。

2 思いやりと温かさが育む 地域福祉創造のまち

■保健・医療

平成18年3月に策定した「健康さつま21」の指針に基づき、町民の皆様が健やかにそして心豊かに暮らせるよう、各種がん検診の実施、さらには平成20年度から始まる生活習慣病に着目した「特定健康診査・特定保健指導」への取り組みのほか、健康相談、訪問指導、その他健康に関する取り組みを推進します。

■高齢者福祉

生活共同体である地域福祉の推進

企業誘致は、いち早い情報の入手や企業・関係機関との密接な連携が大切であり、企業訪問等を行い情報収集や発信に努め、誘致に向けた取り組みを進めます。さらに、「さつま町ものづくり企業振興会」の活動を通して情報交換を行うなど、企業設備拡充等にも積極的に支援します。

業や特別保育事業を実施するとともに、子育て世帯の経済的支援として、すこやか支援手当の継続や保育料の3割軽減措置を堅持します。また、近年増加傾向にある児童虐待問題等に対応するため、新たに「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待を受けた児童を一時保護する子育て支援短期利用事業を実施しながら、関係機関との連携を強め、更なる啓発、予防そして迅速適切な対応を図り、子ども達がすこやかに成長し、親も安心して子育てできるような環境づくりに努めます。

■障害者福祉

障害者が適切なサービスを受けられるよう制度の周知と相談窓口の充実に努め、関係機関・団体と連携し、障害者の能力に応じた自立支援を積極的に推進し、社会参加の促進を図ります。

■人権同和対策

人権問題を全町民の課題として捉え、人権教育推進計画等を基本に、町民が同和問題をはじめ、障害者・女性・子ども・外国人等の人権についてより一層の理解を深め、偏見や差別をなくし正しい知識のもと、明るい社会実現のため活動を推進します。

■介護保険事業

基本理念である「自立支援」を図るため、介護予防を重視しながら、単に行政需要の増大に伴うサービスの拡充という視点ではなく、真に必要な自立への支援を念頭に事業を推進したいと考えています。

■児童福祉

子育てに関する悩みや精神的負担など多様化する保育ニーズに対応するため、地域子育て支援センター事



3月定例議会の様子